【全体財務書類　注記事項】

1　重要な会計方針

⑴　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産‥‥‥

② 無形固定資産（※）‥‥‥

2　追加情報

⑴　連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	ー
下水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	ー
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	ー
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	ー
介護保険特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	ー

連結の方法は次のとおりです。

①　地方公営事業会計は、全て全部連結の対象としています。

⑵　出納整理期間

地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

⑶　表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷　売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）とします。

イ　内訳

事業用資産　　126 百万円

土地　　126 百万円

令和７年３月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。